

日本共産党からの意見

(意見①)

- p. 2、1行目から 「したがって、今後、更なる再生可能エネルギーの導入を推進するに当たっては、地域住民等の理解を得る必要があり、そのためには、適地での、環境面、防災面等において配慮され、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を事業者に対して強く求めていく必要がある。」の中で「適地での」という言葉がある(6ページ1行面にも、資料2の「提言」にも登場)が、意味があいまいなので、風力業者の利益にとっての「適地」なのか環境面から「建ててもよい」という「適地」なのかを明確にしてはいかがでしょうか。

(意見②)

- p. 2 「地域で生み出された再生可能エネルギーをその地域の住宅、工場等で消費する「エネルギーの地産地消」を推進することにより、地域経済の活性化、非常時のエネルギー供給の確保等が図られ、再生可能エネルギーに対する地域住民等の理解が深まることが期待される。」資料2のp. 2半ばにも「エネルギーの地産地消」の概念が出てくるがこれについての明確な定義を記載してはどうか。

(地域主体が地域資源を利用してエネルギー創出を行っていく取り組みは、飯田市が早くから取り組んでいるが近年事例が広がっている。以下参照リンクです)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/regional.html

(意見③)

- p. 2 地域における合意形成において、地域住民の参加の観点の強化をしてはどうでしょうか。立地計画にどのような検討が必要か、施設の設置など、アセスメントにおける欠点をカバーできるような形で記載してはどうでしょうか。

(意見④)

- p. 3 終わりの「環境への適切な配慮」を促す手段として、三重県環境影響評価条例に基づくアセスメントに触れている。一定面積(10ha)以上となっているが、立地場所が問題なので対象範囲を広げるべき、と重要な指

摘をしている。これまでの検討会での議論を踏まえ、この点をより具体的に書いてはどうか。しかし、そもそもアセスが持つ規制の力に弱点があり、今やより一段踏み込んだ強制力のある手段が必要である。なお、本意見の立ち位置は、全体的に規制をもっと強化すべきというものではなく、適切なゾーニングにより建設不可ゾーンと建設可能ゾーンとを振り分けるメリハリを持つべきという意見である。この報告書でも、山梨県の事例を具体的に示し、三重県もそれにならったものをつくるという方針にしてはいいかがでしょうか。p 6においても、山梨県の事例をならって用語使用されている「設置規制区域」があるが、明確な定義について検討・記述してはどうか。

(意見⑤)

- (今後の調査が必要な範囲に入るかもしれませんが) 三重県がすでに持っている制度、「三重県自然環境保全条例」に基づく規制という視点を入れてはどうか。同条例によれば、1 ha 以上の開発行為に関して届出義務を課し、保護に支障を及ぼした場合や届け出を出さなかった場合、「知事は…その支障を除去するために必要な限度において、その行為の中止を命じ、または必要な措置をとることを命じることができる」(同条例第 35 条)。この制度を条文通り実行することで三重県版のゾーニングに値する制度が実現する。

(意見⑥)

- p. 3 「3 不適切な維持管理等への対処…維持管理が不適切である又は放置された太陽光発電施設によって、周辺の住民に危害を与えないよう、事業者にも適切な維持管理及び廃棄を強く求めていく必要がある。」との記述がある。「求める」以上のより実効性のある具体的措置について言及してはどうか。

※ ページ番号については、特に断りのない限り、資料 1 のものである。